

同意書

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定に基づき実施した健康診断のうち、40歳以上75歳未満及び受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目の結果について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第2項及び第3項の規定に基づき、下記のとおり同意します。

記

1. 全国健康保険協会京都支部（以下「京都支部」という。）が健診実施機関より事業者健診データの提供を受け、京都支部が指定する形式でのデータ作成を委託すること。
2. 事業者健診データの取得に際し、京都支部は、必要に応じ健診受診者の健康保険被保険者証の記号・番号等に関する情報を健診実施機関に対して提供できるものとし、京都支部が取得する事業者健診データについては、受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導（特定保健指導を含む）・健康相談を受ける時並びに特定の個人が識別されることがない方法で統計・調査研究を実施する場合に限り使用できること。
3. 特段の申し出がない場合については、次年度以降も引き続き本同意書は効力を有すること。

平成 年 月 日

事業所	所在地				
	名称				
	事業主名	®			
担当部署			担当者氏名		
電話番号	— —		健診実施月	月	
健診機関	所在地				
	名称				
被保険者証の記号 (7桁もしくは8桁)				特定保健指導 の希望	有・無

※健診機関毎にご提出ください。

【参考】高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第27条 保険者は、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。